

中東知的財産ニュースレター Vol.46

アラブ首長国連邦 — イスラエルボイコット法を廃止

2020年8月29日、アラブ首長国連邦(UAE)は2020年連邦法令第4号を公布した。この法令により、1972年連邦法令第15号(イスラエルボイコット法)が廃止されることとなった。

イスラエルボイコット法の廃止が決まったことにより、UAEの個人や企業がイスラエルの国民や居住者、さらにはイスラエルに拠点を置く企業と契約を交わすことが可能になる。それだけでなく、イスラエルを原産地とする商品や製造物を輸入、交換、所有することや、それらの品物をUAEの内で取引することも可能になるだろう。

イスラエル、バーレーン、UAEの三国がアブラハム合意に署名したことをきっかけに、今後はイスラエルの個人や企業がUAEやバーレーンにおいて自らの知的財産権を登録し、その権利を行使することができるようになり、その逆も可能となる。イスラエルが得意とする技術やイノベーションの現場事情を考えれば、特許権者たちがUAEにおいて保護を求めることが予想される。

和平協定を契機としてヘルスケア部門において今年の早い時期にUAE—イスラエル間の協同が実現し、両国の協力による新型コロナウイルスのワクチン開発が現在進行中である¹が、もっと大局的に見れば、特に水処理技術、再生可能エネルギー、電気通信、国防・セキュリティといった分野におけるイスラエルの研究開発活動から、UAEは長期的な利益を引き出せる立場にあるであろう。

ちなみに、中東北アフリカ地域(MENA)にあって、イスラエルと全面的な外交関係を結んでいたアラブ国家はエジプトとヨルダンであった。

カタール — カタールで意匠法が発効

カタールは同国における知的財産保護を向上させるべく努力しており、そうした試みの一環として最近「意匠の保護に関する法律」(2020年法律第10号)を公布した。新

¹ <https://english.alarabiya.net/en/coronavirus/2020/06/25/Coronavirus-UAE-companies-to-collaborate-with-Israeli-companies-on-COVID-19>

法が公布される前から、カタール国内の新聞に定期的に警告の告知を掲載することにより、ある程度の保護を求めることが可能であった。こうした警告の告知は、侵害事件が起きた際に裁判所に提出されれば、法的な価値を持つこともある。それによって意匠の所有権を主張し、将来の侵害に対する警告を第三者に与えることができた。

新法の施行規則がまだ公布されていないという点に留意することが重要である。今年末、または、遅くとも2021年の第1四半期が終わるまでに、施行規則が発表されるものと予想されている。施行規則が公布される前に、権利者が意匠に関する自らの権利の保護を求めようとする場合には、商標法に頼るか現地紙に警告通知を掲載するという手段をとることができる。

新法が公布される前は、意匠に関しては2002年法律第9号の中に限定的な規定が設けられているだけであった。この規定によれば、カタールにおける意匠の保護は商標に準じるようになっていた。しかも、旧法にはそもそも意匠とは何かという定義が示されていないかった。これに対して、新法はしっかりした定義を提供している。

新法は、権利者により意匠の登録出願をカタールの産業財産庁（IPO）に提出することができる」と規定している。出願の審査は願書の出願日から30日以内に行われ、利害関係者である第三者は公報発行後、60日以内に異議申立てを提起することができる。

カタールにおいては以下の意匠を意匠として登録することができないという点は指摘に値する：(1)製品の技術的特徴および機能的特徴に寄与する意匠；(2)宗教的なシンボルやロゴ、特定の国または国際団体に関係する印章、紋章、シンボルまたは旗から構成されているか、公の秩序に反している意匠；(3)登録商標または周知商標と同一であるか、それらに類似している意匠。

意匠の保護期間は出願から5年間であり、更新料の支払を条件として2度の更新が可能である。新法は、登録の有効期間が徒過した場合の更新を認めている。ただし、更新の遅滞に正当な理由があったことを示す証拠を提出した上で、割増料金を支払うことが条件となる。

サウジアラビア — 商業詐欺に課される刑罰の全容

サウジアラビアは国内で発生した知的財産権の侵害や悪質なビジネス慣行を継続的に取り締まっている国であるが、商業詐欺の抑止を目指す努力の一環として、同国が発効した2020年決定第1号が検察官によって公開された。この決定に含まれる新規則は、いかがわしいビジネス慣行を同国から排除するのに役立つものであり、そこに示された

対策の中には、5年以下の禁錮および500万サウジアラビア・リヤル（米ドル換算では133万ドル程度）以下の罰金という従来よりも厳しい罰則を違反者に課すことが含まれている。

新たに公表された規則は商業詐欺犯罪の定義を拡張しており、侵害品や詐欺的製品、または製品の製造に使用される原材料が人や動物の安全衛生にとって有害である場合、そのような製品または原材料の製造販売を行う行為も詐欺に相当すると定めている。

ちなみに、商業詐欺取締法と並行してサウジアラビアで適用されている湾岸協力会議（GCC）の統一商標法の下では、商業投資省（MOC）の商業詐欺対策部（ACFD: Anti-Commercial Fraud Department）が管轄権を有しており、職権に基づき、またはブランドオーナー等の権利者からの請求に基づき、詐欺が疑われる商品や侵害商標を表示した商品を全て押収する措置をとる責任を負っている。

そのため、ブランドオーナーがACFDに行政摘発を提起するためには、詐欺および侵害を示す証拠や当該商標に対する自らの登録上の権利に関する証拠を全て提出しなければならない。サウジ知的財産総局（SAIP: Saudi Authority for Intellectual Property）は、ACFDの責任範囲を統合し、中央集権的な当局を通じた無駄のないサービスを提供することが予定されている。

以上に示したようなサウジアラビアの最新事情は、同国が知的財産権の保護と行使に適した権利環境の醸成に真摯に取り組んでいることを物語っている。

ヨルダン — 実体審査料の適用

ヨルダン特許庁は2020年8月18日、2018年12月9日以降に提出された出願全てにつき実体審査料が課され、出願人宛てに通知が交付されてから60日以内に料金の支払がなされなければならないと発表した。料金は、2018年12月9日以降に出願され、出願方式手続きが完了したすべての係属国内特許出願およびPCT出願に遡及的に適用される。2018年12月9日以降に提出された新規の国内特許出願およびPCT出願には、実体審査が適用されることになる。

ヨルダンは世界貿易機関（WTO）に加入する前から知的財産権の保護に非常に積極的に取り組んでおり、国内における知的財産（特許、著作権、商標）の保護を改善するための法律をいくつか制定している。これらの法律は「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS協定）に即しているため、現在のヨルダンでは、営業秘密、植物品種、半導体チップの設計も保護の対象となっている。

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 46

[著者]

SABA & Co. Intellectual Property s.a.l.



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2020年10月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、SABA & Co IP が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。